

指 名 停 止 一 覧 表

平成30年10月11日現在

有資格業者名	措置期間	適用条項	備 考
東京都港区海岸三丁目 20番20号 株式会社西原環境 代表取締役 ヤニック・ラット	平成30年10月11日から 平成30年11月10日まで (1か月)	第2条第1項 (別表第2第9号)	左記業者及び使用人は、日本下水道事業団発注の「室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11」において、平成28年12月に発生した作業員が死亡する事故に関して、平成30年7月27日、労働安全衛生法違反により、札幌区検察庁から略式起訴された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。